

【パターンA-1：2014年1月7日申請からの変更】

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準に係る変更）

変更前 (2014年1月7日申請)	変更後	変更理由
第4章 加工施設の操作	第4章 加工施設の操作	
第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善 (第28条～第29条 変更なし)	第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善 (第28条～第29条 省略)	
第2節 通則 (第30条 変更なし)	第2節 通則 (加工施設の使用) 第30条 各課長は、加工施設において核燃料物質等を取扱う場合は、別表2に示す加工施設により行う。 <u>2 運転管理課長は、火災の早期感知・消火ができない状態において火災が発生した場合に、UF6漏えいが発生するおそれのあるときは、コールドトラップの運転は12基以下に制限する。</u>	
(操作員の確保) 第31条 各課長は、 <u>第101条</u> に基づき加工施設の操作に必要な保安教育を実施した者に操作させる。 2 各課長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえる。	(操作員の確保) 第31条 各課長は、第98条に基づき加工施設の操作に必要な保安教育を実施した者に操作させる。 2 各課長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえる。 <u>3 運転管理課長は、中央制御室における運転及び監視にあたって1直あたり4名以上の者をそろえる。</u>	
(第32条 変更なし)	(第32条 省略)	
(第33条 変更なし)	(操作上の一般事項) 第33条 各課長は、所管する設備の操作及び管理について、事前に目的、手順、操作の結果を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、手順書を定める。 2 各課長は、手順書を定めるにあたっては、核燃料取扱主任者の審査を受ける。 3 各課長は、当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実に行うこと。 4 各課長は、機器及び弁類について、運転員が機器及び弁類の運転状態を把握するために、開閉状態等の機器の状態をタグ等によって表示する。また、不必要な操作を防止するため施錠を行う。 5 各課長は、事業所敷地内に加工施設以外の設備、機器等を設置する場合は、加工施設の設備、機器等に影響を与えないことを確認する。	
(第33条の2～第33条の4 記載なし)	(第33条の2～第33条の4 省略)	
(第33条の5 記載なし)	(引継) 第33条の5 運転管理課長は、当直長にその業務を次の当直長に引き継がせる場合は、引継簿を確實に引き渡せるとともに、操作の状況を的確に申し送りさせる。	
(第33条の6 記載なし)	(安全避難通路) 第33条の6 運転管理課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路(均質槽からのUF6漏えいによりモニタエリアに退避不可能な場合に一時退避するための一時退避エリアを含む)、避難用及び非常用の照明を整備するとともに、非常用の照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。 2 各課長は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となる障害物を設置しない。なお、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、代替の措置を講じる。	
【凡例・定義】 赤下線 (変更前) : 2014年1月申請時点での変更箇所 赤下線 (変更後) : 2014年1月申請からの変更箇所 (新規制基準) 青下線 (変更後) : 2014年1月申請からの変更箇所 (新規制基準以外) 変更なし (変更前) : 2014年1月申請時点で変更のない箇所 記載なし (変更前) : 2014年1月申請時点で記載のない箇所 省略 (変更後) : 2014年1月申請以降、記載を変更し既に認可を受けている箇所 変更なし (変更後) : 2014年1月申請以降、変更のない箇所	注: 変更後の記載(条番号などを含む)については、今後変更もあり得る	

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準に係る変更）

変更前（2014年1月7日申請）	変更後	変更理由
<p>第3節 保安上特に管理を必要とする設備</p> <p>(第34条～第35条 変更なし)</p> <p>第4節 操作上の留意事項</p> <p>(第36条 変更なし)</p>	<p>第3節 保安上特に管理を必要とする設備</p> <p>(第34条～第35条 変更なし)</p> <p>第4節 操作上の留意事項</p> <p>(臨界安全管理)</p> <p>第36条 運営管理課長は、別表5に定める濃縮度制限値以上とならないようにするため、あらかじめ []によるカスケード設備の運転条件を定め、事業部長の承認を得た上で運転管理課長に通知する。 ただし、新素材を用いた遠心分離機（以下、「新型遠心機」という。）のみを運転する場合は、[]による運転条件とすることができる。</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うにあたっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の審査がされていることを確認する。</p> <p>3 運転管理課長は、カスケード設備の操作を行う場合は、第1項の運転条件を遵守する。</p> <p>4 運転管理課長は、毎日1回以上及び濃縮度変更の都度、濃縮度測定装置によるカスケード設備の濃縮ウランの濃縮度測定結果を確認し、カスケード設備の濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。 なお、濃縮度測定装置の保守管理によりカスケード設備の濃縮度測定ができない場合は、直ちに生産を停止する。</p> <p>5 運転管理課長は、中間製品容器の濃縮ウランの濃縮度を測定し、濃縮度管理が適切に行われていることを確認する。</p> <p>6 運転管理課長は、原料ウランを供給する場合は、あらかじめ原料シリンドラ内圧力を確認し、脱気の措置を講じる。</p> <p>7 運転管理課長は、濃縮ウランを収納又は充填する場合は、別表6に示す設備及び容器を使用する。</p> <p>8 廃棄物管理課長は、使用済みNaF、スラッジ又は分析済ウラン溶液の沈殿処理により発生する沈殿物（以下、「分析沈殿物」という。）をドラム缶に封入する場合は、ドラム缶が別表7に定める仕様を満足していることを確認した上で、その容器中に含まれるウラン量を別表7に定める最大ウラン含有量以下にする。</p> <p>9 運転管理課長は、製品シリンドラ（ANSI又はISO規格30B）及び中間製品容器を洗缶する場合は、当該容器内の核燃料物質が16kg-U以下であることを確認する。</p> <p>10 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、前各項に定める事項のほか、少量のウランを取扱う設備において、使用済NaF、スラッジ等を取扱う場合は、取扱うウラン量を別表7の2に定める最大取扱ウラン量以下とするとともに、取扱う設備の管理状態を維持する等、適切に取扱う。</p> <p>11 運転管理課長は、臨界警報装置の保守管理中に臨界を検知した場合には、ページング装置により代替し、速やかに従業員の避難指示等の必要な措置を講じる。</p> <p>(漏えい管理)</p> <p>第37条 運転管理課長は、濃縮施設を操作する場合は、次の事項を遵守し、核燃料物質の漏えいがないようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) カスケード設備、UF6処理設備、均質・ブレンディング設備及び付着ウラン回収設備を操作する場合は、核燃料物質を大気圧未満で取扱う。 ただし、均質・ブレンディング設備における均質槽を除く。 (2) 均質槽において核燃料物質を大気圧以上で扱った後、均質槽の扉を開ける場合は、あらかじめ工程用モニタにより槽内への核燃料物質の漏えいの有無を確認する。 (3) 製品シリンドラ、原料シリンドラ、廃品シリンドラ（以下「UF6シリンドラ」という。）、中間製品容 	
(第37条 変更なし)		

加工施設保安規定新旧対照表（新規制基準に係る変更）

変更前（2014年1月7日申請）	変更後	変更理由
	<p>器、付着ウラン回収容器及びN a F等の取付け、取外しを行う場合は、取外しの前及び取付けの後に核燃料物質の漏えいの有無を確認する。</p> <p>2 機械保全課長は、高性能エアフィルタを交換した場合は、その捕集効率が$0.3 \mu\text{mDOP}$粒子で99.9%以上（1段）であることをDOP検査により確認する。</p> <p>3 機械保全課長は、新たにN a Fを交換する場合、装填されるN a Fの性能が別表8に示す仕様値を満足していることを分析試験報告書により確認する。</p> <p>4 運転管理課長は、気体廃棄物廃棄設備の通常運転時において、必要な負圧を$2\text{mmH}_2\text{O}$（19.6Pa）以上に維持する。</p> <p>ただし、別図2に示すモニタエリア（モニタ室）又は前室において扉又はシャッターを開閉した場合を除く。</p> <p>5 各課長は、UF6が漏えいした場合においても、放射線業務従事者を保護するために次の各号に定める措置を講じる。</p> <p>(1) 保守、更新及び増設工事のために、運転機器のある管理区域内で工事を行う場合、運転区域と工事区域を区分し、作業場所に近接するUF6を取扱う機器、配管を工事の際に損傷させないように識別するとともに、間仕切り板等を設置する。</p> <p>(2) 管理区域内作業時に早期にUF6漏えいを検知し、放射線業務従事者が速やかに退避できるよう可搬式のHFモニタを配備する。</p>	
（第37条の2 記載なし）	（第37条の2 変更なし）	
（第38条 変更なし）	（第38条 変更なし）	
（第39条 変更なし）	（熱的制限） 第39条 運転管理課長は、UF6シリンダ類を加熱する場合は、その温度を別表10に定める管理値以下に保つ。	
（第40条 変更なし）	2 運転管理課長は、劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）を加熱するに先立って、廃品シリンダ（ANSI 又は ISO 規格 48Y）を加熱するための使用前検査に合格することを確認する。	
第5節 異常時の措置 （第41条～第42条 変更なし）	（第40条 変更なし） 第5節 異常時の措置 （第41条～第42条 変更なし）	